

2026（令和8）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：民事法（商法）

第1問

取締役会設置会社である株式会社において、定時株主総会が招集され、全ての議案が可決されたが、その後、この株主総会の招集通知は、取締役会が開催されていなかったにもかかわらず、代表取締役が勝手に作成し送付したものであることが判明した。この株主総会決議の効力について、簡潔に（5行程度）検討しなさい。

第2問

役員等の対会社責任（会社法 423 条 1 項）においては、「経営判断原則」の適用があると考えられていることが多いが、「経営判断原則」とはどのようなものか、その趣旨にも触れつつ、簡潔に（5行程度）説明しなさい。

第3問

冷凍食品の製造販売業を営む X 株式会社（取締役会設置会社）の代表取締役 A が、同じ地域で冷凍食品の製造業を営む Y 株式会社（取締役会設置会社）の代表取締役に就任し、同じ地域の小売店（X 社の直営店を除く）に対する冷凍食品の卸売事業を行おうとする場合、X 社においてどのような会社法上の手続が必要となるか、簡潔に（5行程度）検討しなさい。

第4問

X 株式会社が株式を発行するにあたって、投資家 A は、自らの名前が X 社に対して知られることを嫌って、投資家 B に対し自己の資金を提供し、投資家 B を通じて X 社に対する払込を行ってもらい、X 社の株主名簿には B の名前が記載された。この場合、この株式の株主は A と B のいずれになるのか、及び、X 社は誰を株主として取り扱えばよいかについて、簡潔に（5行程度）検討しなさい。

第5問

X 株式会社を完全親会社、Y 株式会社を完全子会社とするための株式交換契約が、XY 間で締結されたが、Y 社の株主 A は、この株式交換の比率が Y 社株主にとって著しく不利であると考えており、この株式交換の差止を請求したいと考えている。A による株式交換差止請求の可否について、簡潔に（5行程度）検討しなさい。